

公益社団法人 日本水道協会  
正会員 各位

公益社団法人 日本水道協会  
調査部長 渋谷 正夫

水道法改正に伴う給水条例等の改正について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会業務につきましては格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、「水道法」が一部改正され令和6年4月1日に施行されます。

本法の改正に伴い、各水道事業者において給水条例等を改正する必要も考えられますが、各事業者で条例の規定内容が異なりますので、改正の可否などを確認の上、適切にご対応いただくよう周知いたします。

なお、水道法施行令及び水道法施行規則は、令和5年度末までに改正する予定とされています旨を申し添えます。

記

1 改正が必要と考えられる条例

- ・〇〇市(町村)〇〇水道事業給水条例
- ・〇〇市(町村)水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例

2 改正が必要と考えられる規定(例)

- ・給水装置の改造又は修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)  
⇒厚生労働省令を国土交通省令に改正
- ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者  
⇒厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改正

3 その他

水道法の改正内容は、別添の水道法新旧対照表をご参照ください。